

2. 逆火事故防止のための乾式安全器設置義務（一般高圧ガス保安規則 第60条13号）

- ・逆火事故防止の為、溶接・熱切断用のアセチレンガスの消費設備には、乾式安全器を必ず取り付けて下さい。

（違反者には30万円以下の罰金が科せられる他、法人にも科せられます）

- ・乾式安全器は、1年に1回以上の定期自主検査が必要です。また、3年に1回メーカーの再検査を受けて下さい。